

資料 基本目標と主要施策

(1) 次代を担う子どもたちをみんなで育む教育の推進

1) 「ゆたかな心」と「たくましいからだ」を育む幼児教育

① 幼児教育の充実

- ・幼稚園教育要領と保育所指針をもとに年齢に応じた教育・保育カリキュラムを作成するなど、一元的な取り組みによる発達段階に応じた幼児教育の充実を図ります。

② 幼・保・小の連携強化

- ・園児が夢と希望を持って就学できるよう、異年齢児交流の充実、幼・保・小の職員相互の意見交流や参観を通じ、幼・保・小の連携強化を推進します。

③ 適正就学指導の充実

- ・専門家チームの巡回指導等や相談活動を充実させ、障がいの早期発見、早期療育の徹底を図ります。

④ 子育て支援事業の充実

- ・保護者のニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画に基づき事業を推進するとともに、子どもを産み育てることに対する不安や悩みを軽減するため、子ども・子育て会議での議論を通じた子育て支援事業の充実を図ります。

⑤ 療育の必要な児童等への支援

- ・療育の必要な児童等への支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化し、幼児療育センター「なないろ」の専門スタッフの充実を図ります。

主要施策	具体的な内容
① 幼児教育の充実	○幼稚園における教育的内容を含んだ保育計画の作成と保育園における教育的側面の充実 ○地域ぐるみの活動、異年齢・異世代交流の拡充、開かれた幼児教育の推進 ○教育環境の充実
② 幼・保・小の連携強化	○幼・保・小の交流による相互理解と連携の深化 ○幼・保・小の事業全体会の充実
③ 適正就学指導の充実	○スクールアドバイザーの日常的な巡回や専門家チームによる巡回相談等の実施による個々の発達の段階を踏まえた適正な就学指導と就学相談の充実
④ 子育て支援事業の充実	○子ども・子育て支援事業の充実 ○子育てに関する相談施設、サロン、サークル、情報ネットワークの充実
⑤ 療育の必要な児童等への支援	○児童発達支援事業の充実 ○児童相談支援事業の充実

2)「夢」と「感動」のある学校教育

①確かな学力の育成

- ・「わかる」「できる」感動を一人一人の児童・生徒に味わわせるため、学校の主体性を活かした学力向上プランを作成し、効果的・効率的な学力向上指導を行います。

②生徒指導の充実

- ・学校生活への悩みや不安を解消し、夢や希望をもった生活が送れるよう、生徒の立場に立った教育相談や生徒指導を充実し、不登校やいじめ対策、非行対策に努めます。

③キャリア教育の充実

- ・幼児期からの義務教育までのつながりを大切にした教育の充実、地域・家庭・学校が一体となって、将来の「夢」や「希望」につながる体験学習を実施します。

④特別支援教育の充実

- ・特別支援連携協議会を中心に揖斐特別支援学校や関係機関との連携、通級指導による支援等の特別支援教育体制と特別支援教育にかかわる環境を整備します。
- ・学校と保護者の共通理解のもと、早期の療育や個に応じた教育が進められるよう個別の支援計画の作成を進めます。

⑤教育環境の整備・充実

- ・学校施設の老朽化への対応、設備の充実とともに、少人数指導に対応した環境整備 I C T機器について充実していきます。

⑥児童生徒・地域の安全確保

- ・児童生徒を取り巻く危険な環境に対応するため、P T A・老人クラブ等の見守り隊等のさまざまなマンパワーを活用し、学校と地域が一体となって、通学路の安全点検等をはじめ、児童生徒の安心・安全な登下校、地域生活の確保に努めます。

⑦学校給食運営

- ・池田町との協議会方式による給食センターの新設、運営により、安全な学校給食を提供するとともに、食育の充実を図ります。

⑧地域と協働した教育力の向上

- ・地域の取り組みや文化を学ぶ学習を始めとする体験活動の講師、環境整備に係わる地域ボランティアを募り、地域・家庭・学校が一体となって進める学校運営の在り方を考えていきます

主要施策	具体的な内容
①確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○より学校が主体となって取り組む学力向上プランの作成、及びその指導改善サイクルの確立 ○小学校での学力向上につながる少人数指導、チームティーチングの推進、及びそのための指導員の配置 ○学校の事務、行事の効率化（学期の見直し等）
②生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめや不登校、問題行動への行政・学校が一体となった対応と教育相談体制の充実、及びそのための相談員の配置 ○心の教育の充実と望ましい人間関係を築く力の育成
③キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域等との協働による体験学習機会の充実
④特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人のニーズをより大切に特別支援教育の推進、及びそのための特別支援アシスタント等の配置 ○スクールアドバイザーを中心とした教諭・町非常勤講師の研修 ○バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた教育環境の整備
⑤教育環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校施設の老朽化対策 ○エアコン設置、照明のLED化等による学校安全衛生基準に沿った適切な教育環境の整備 ○少人数指導の環境整備 ○各教室で使用することができるICT機器の拡充
⑥児童生徒・地域の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理マニュアルの点検・見直し ○交通安全教室、見守りボランティア、防犯教室、子ども110番の家の活用など、学校と地域が一体となった児童・生徒の「命を守る訓練」の実施 ○地域の防災拠点としての一層の充実
⑦学校給食運営	<ul style="list-style-type: none"> ○池田町との協議会方式による給食センターの新設 ○地域内で生産された農作物を地域で消費する取り組みの推進 ○栄養教諭を中心とした食育の充実と給食指導の推進
⑧地域と協働した教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会制度（コミュニティスクール）を見越した、地域の取り組みや文化を学ぶ学習や環境整備等にかかわる地域人材の協力体制づくり

(2) みんなで学びあい誰もが活躍できる社会づくりの推進

1) 「ぬくもり」と「きびしさ」を基盤とした家庭教育

①家庭教育機能の向上

- ・家族が見守る中、しつけや心豊かな子どもの育成が行われるように各種研修や活動の充実を図ります。

②地域の教育力の向上

- ・地域の総力を結集した多様な子育て支援体制を充実することで、家庭での教育を見守り、支えるための取り組みを推進します。

③放課後対策の総合的な推進

- ・全学年の児童を対象にした事業を継続するとともに、児童が放課後も安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように総合的な施策の推進を図ります。

④要保護児童等への支援

- ・要保護児童の家庭に対する指導の実施や相談のネットワーク構築などの体制強化を図りDV（ドメスティック・バイオレンス）、幼児虐待等に関する相談体制を充実します。

主要施策	具体的な内容
①家庭教育機能の向上	○親子共同体験機会の拡充 ○親子読書の推進と充実 ○家庭教育学級や幼児教室の充実 ○「家庭の日」の意識啓発 ○「一家庭1ボランティア」活動の促進 ○県が推進する企業内家庭教育学級の開催協力
②地域の教育力の向上	○子どもの居場所づくり事業の推進 ○子ども会活動の活性化 ○子どもたちの地域行事や祭りへの参加促進
③放課後対策の総合的な推進	○放課後クラブに係わる設備の充実 ○放課後教室と放課後クラブ連携・一体化の推進
④要保護児童等への支援	○要保護児童家庭に対する指導の充実 ○子ども相談センター等関係機関との連携強化

2)「生きがい」と「共生」を生み出す社会教育

<生涯学習>

①社会教育組織の活性化

- ・社会教育委員会を中心に協議機関等を整理・集約し、定期的に会議を開催することにより事業の進行状況や現状の把握につとめ、対応力を高めます。
- ・公民館を中心とする世代間交流事業を支援し、地域ぐるみの青少年健全育成を推進します。

②若年層の社会貢献活動や生涯学習活動への参加促進

- ・少年後期～青年前期層の活動拠点となる施設を位置づけるとともに、スタッフの充実を図ります。
- ・VYSや青年のつどい協議会など若者を構成員とする団体に対する支援を強化し、自主的な活動を促します。
- ・総合町民センターを大学・高校等の芸術・文化活動の拠点として誘致し新しい地域文化の創造を目指します。

③活力ある地域文化の育成

- ・町内で盛んな「若者文化」を積極的に応援し、これらの活力をまちづくりに活かします。
- ・既存の文化団体やサークル、講座等に対して運営面での自立を促し、主体性を高めます。
- ・新たな文化施策に係る提案を広く募集します。

④新たな学習機会の提供

- ・既存の講座等にはない分野・内容、新たな形態の学習機会を設けるなど、多様なニーズに対応した「町民カレッジ」を創設し、新規学習者の開拓を図ります。
- ・勤労世代が無理なく参加できるよう、アフター5講座などの設定を検討します。

⑤社会教育施設利用の適正化

- ・施設の利用料、免除・減額の基準、補助の在り方等を見直し、負担の適正化、公平化を図ります。
- ・既存、新規に係わらず全ての学習者に施設の利用機会が公平、均等になるよう、予約方法等を見直します。
- ・中央公民館をはじめ、社会教育施設の役割、性格等を見直し、新たなニーズに対応できるようにします。

⑥国際化への対応

- ・外国の文化や価値観を理解する意識を育てるため、児童・生徒から、外国文化に触れる機会の提供に努めます。

主要施策	具体的な内容
①社会教育組織の活性化	○社会教育委員会の定期開催 ○類似組織等の整理、集約 ○諮問機関等の専門性の向上 ○地域ぐるみの青少年育成の推進 ○世代間交流事業の促進
②若年層の社会貢献活動や生涯学習活動への参加促進	○青年文化活動拠点の位置づけ ○青年活動団体への支援強化 ○学生の芸術・文化活動の誘致
③活力ある地域文化の育成	○若者文化の振興 若者文化の振興 若者文化の振興 ○諸団体の自立促進 ○活動提案募集および支援の実施
④新たな学習機会の提供	○新たな生涯学習の場の創設 ○様々な世代に対応した学習機会の拡大
⑤社会教育施設利用の適正化	○施設の利用負担の適正化検討 ○施設の利用機会の公平化 ○施設の役割の見直し
⑥国際化への対応	○国際交流事業の充実 ○海外派遣事業の実施

<生涯体育>

①スポーツ・レジャー施設の整備

- ・スポーツ施設や余暇活動施設として町民が広く活用でき、多種競技可能な総合体育館の整備を検討します。

②スポーツ活動の振興

- ・スポーツ、レクリエーションへの住民の関心を広く涵養し、生涯スポーツ、高齢者の健康づくりや障がい者スポーツなど、多様な住民のスポーツ活動が実現されるよう、フォローアップを行います。

③スポーツ施設の維持管理と利用促進

- ・施設利用手続きの適正化と充実を図るとともに、ポータルサイトによる利用者への情報提供に努め、町民が利用しやすく効率的に体育施設を維持・管理します。

主要施策	具体的な内容
①スポーツ・レジャー施設の整備	○総合体育館の検討
②スポーツ活動の振興	○スポーツ教室の開催 ○スポーツ交流の促進 ○生涯スポーツプログラムの構築 ○スポーツクラブ等体育団体の活動支援
③スポーツ施設の維持管理と利用促進	○ポータルサイトによる利用者への情報提供拡大 ○町民が利用しやすい施設管理 ○施設利用料に係る受益者負担の適正化検討

(3) 歴史や文化を大切に守り継承する地域づくりの推進

<地域文化>

①文化財の保存・活用

- ・ 貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の管理、保全に努めるとともに、長期的展望に基づく全ての文化財の保存・活用施策を位置づけます。
- ・ 史跡野古墳群の保存管理計画を策定し、面的指定と農村景観の保全に向けた取り組みを進めます。

②文化財の調査、再評価

- ・ 埋蔵文化財の発掘調査や、町内に所在する有形無形の文化財の調査を進め、貴重な文化財の保護、保全に努めます。さらに文化的景観などの新たな概念も視野に、一層の文化財の価値の向上を図ります。

③教育・普及・啓発の充実

- ・ 文化財の周知に努めるとともに、文化財保護意識の啓発や郷土の歴史的・文化的遺産に対する理解の深化を図る取り組みを通して、町民の郷土に対する誇りや愛着を涵養します。
- ・ 町の歴史や文化財を紹介し、郷土学習や観光振興の拠点となる、常設の博物館相当施設の設置に向けた取り組みを進めます。

④伝統文化や行事の継承

- ・ 伝統芸能や民俗行事のほか、古くから当地域でさかんな伝統文化などが地域で大切にされ、次代に受け継がれていくよう、広報や継承の取り組みを支援します。
- ・ 伝統文化の詳細な記録作成を推進します。

主要施策	具体的な内容
①文化財の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○大野町歴史文化基本構想の策定 ○北岡田家住宅の保存・活用 ○史跡野古墳群保存管理計画の策定 ○文化財散策ルート of 確立
②文化財の調査、再評価	<ul style="list-style-type: none"> ○調査成果の発表の定例化 ○文化財保護条例に基づく指定、登録の見直し ○景観計画等の策定
③教育・普及・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○先人の顕彰事業 ○学校教育での郷土学習実施 ○歴史、文化財等をテーマにした講演・シンポジウムなどの開催 ○「文化財おおの」の全戸配布 ○郷土博物館構想の検討
④伝統文化や行事の継承	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統文化の継承支援